

よくあるお問い合わせについて

Q 交付を受けるまでにどのくらい時間がかかりますか

A

申請書が健保に到着後2〜3営業日で発行します。その後返信用封筒または会社経由で送付します。
※郵便局の配送状況によっては返信用封筒(普通郵便)での送付の場合は到着までには1週間以上かかる場合があります。
返信用封筒がない場合は会社経由での交付となるため、さらに時間を要します。

Q 非課税世帯かどうか教えてほしい

A

健保ではわかりかねます。お住いの自治体へ問い合わせください。
※健保から自治体へ問い合わせることはできません。

Q 同じ月で限度額適用認定証を複数の医療機関で使った場合はどうなりますか

A

別途、高額療養費支給申請書を提出ください。審査の結果差額分が発生すれば返戻となります。

Q 医療機関でオンライン資格確認を使用したけど、限度額適用認定証の申請は必要ですか

A

オンライン資格確認を使用した場合は限度額適用認定証の申請は不要です。
※非課税世帯の方の場合は、標準負担額減額認定申請書と非課税証明書(原本)の提出が必要です。

Q 限度額適用認定証の発行月を遡って交付を受けることはできますか

A

原則できません。限度額適用認定証(または標準負担額減額認定証)は、申請書が健保に到着した月の1日より発行となります。そのため適用にならない場合は別途高額療養費支給申請書を提出ください。

Q 区分を教えてください

A

区分(自己負担限度額)の回答はできません。標準報酬月額により区分が決まります。標準報酬月額の計算方法は健康保険料月額÷0.0465または健康保険料の控除月額の金額と保険料月額表を照らし合わせてご確認ください。

Q 有効期限はなぜ一律直近の8月末(または7月末)なのか

A

標準報酬月額の定時改定が行われる関係で、限度額適用認定証に印字される適用区分が変更される場合があるため、一律の有効期限を設けています。

Q 自己負担限度額はどやって確認すればいいですか

A

限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)に印字される適用区分または標準報酬月額と次ページの表を照らし合わせてご確認ください。

限度証区分一覧表

70歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額	➤ 多数該当（※2）
① 区分ア （標準報酬月額83万円以上の方） （報酬月額81万円以上の方）	252,600円＋（総医療費※1－842,000円）×1％	140,100円
② 区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方） （報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方）	167,400円＋（総医療費※1－558,000円）×1％	93,000円
③ 区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方） （報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方）	80,100円＋（総医療費※1－267,000円）×1％	44,400円
④ 区分エ （標準報酬月額26万円以下の方） （報酬月額27万円未満の方）	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

※ ※1総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※ ※2療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

注）「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

70歳以上75歳未満の方の区分

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
① 現役並み所得者	現役並みⅢ （標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1％ [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ （標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1％ [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ （標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1％ [多数該当：44,400円]	
② 一般所得者 （①および③以外の方）		18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 [多数該当：44,400円]
③ 低所得者	Ⅱ（※3）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（※4）		15,000円

※ ※3被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※ ※4被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注）現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。